

川崎市公告第1541号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロス向ヶ丘
川崎市多摩区登戸 2779番1の一部

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
支配人 鈴木 雅士
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 変更した事項

- (1) 店舗名称
(変更前) (仮称) 向ヶ丘遊園商業施設計画
(変更後) クロス向ヶ丘

4 変更の年月日

- (1) 令和6年4月1日

5 変更する理由

- (1) 名称確定のため

6 届出の年月日

令和7年11月19日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当
(本庁舎9階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年12月4日から令和8年4月4日の午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和8年4月4日
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当